

# 個人情報保護宣言

ヴァンテージ・キャピタル・マーケット・ジャパン株式会社

当社は、お客様の個人情報及び個人番号（以下“個人情報等”といいます。）に対する取組み方針として、次のとおり、個人情報保護宣言を策定し、公表いたします。

当社は、個人情報の保護に関する法律、金融商品取引業等に関する内閣府令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針等を踏まえ、第一種金融商品取引業における個人情報の適正な取扱いを遵守いたします。

当社は、顧客に関する情報が金融商品取引の基礎をなすものであり、情報管理を軽視することが企業収益等に重大な影響を与えることを十分認識し、コンプライアンス部による情報管理の意義を重視いたします。

## （利用目的の特定）

当社は、当社の業務である第一種金融商品取引業の遂行上必要な範囲に限定し、合法かつ適切な手段で個人情報を収集する。当社は、本人から個人情報を収集する場合、利用目的や条件をあらかじめ通知の上、その同意を得ることといたします。

2. 当社の個人情報の利用目的は、以下のとおりとする。
  - (1) 顧客に対する当社業務の説明
  - (2) 当社の運用結果等の顧客への報告
  - (3) 顧客の本人確認又は代理人確認及び信用調査
  - (4) 個人情報の開示請求等における顧客の本人確認又は代理人確認
  - (5) 顧客との取引履歴の記録及び保管
  - (6) 当社の行う業務に関連する顧客への各種情報及びサービスの提供
  - (7) 照会者、来訪者、資料請求者の確認・対応及びその記録
  - (8) 当社施設の安全管理
  - (9) その他当社の行う第一種金融商品取引業務に係り必要となる場合

## （利用目的による制限）

1. 当社は、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱いません。
2. 当社は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに

伴って個人情報を取得した場合は、承継前における当該他の個人情報取扱事業者の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱いません。

3.

(センシティブ情報)

1. センシティブ情報については、取得、利用又は第三者への提供を行いません。
  - (1) 当社の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
  - (2) センシティブ情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合
2. センシティブ情報を前項各号に定める事由により取得、利用又は第三者提供する場合には、各号の事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うものとする。

(個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等)

第9条

1. 当社は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的をプライバシーポリシー(個人情報保護宣言)等により公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結すること等に伴って契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
3. 当社は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、速やかに本人に通知し、又は公表するものとする。
4. 本条において、「通知」は原則として書面によって行うこととし、「公表」は、当社営業所等への書面の掲示・備付け、ホームページ等での公表等適切な方法によって行うこととする。

(データ内容の正確性の確保及び保存期間)

第10条

1. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。
2. 当社は、個人データの保存期間については、契約終了後又は使用終了後少なくとも7年間保存し、当該期間経過後は個人データを消去することとする。

(安全管理措置)

## 第 11 条

当社は、個人データの漏洩、滅失又は棄損の防止その他の個人データの安全管理のため、以下のとおり安全管理措置を講じるものとする。

### ①個人データ管理責任者の任命

経理・総務部長を個人データ管理責任者とする。個人データ管理責任者は、各部門からの報告徴収と助言・指導及び当社の実態に即して必要と判断される個人データの安全管理に関する教育・研修（外部機関による教育・研修への参加を含む）の企画・実施その他個人データの安全管理に関する施策を所管する。

### ②個人情報へのアクセス制限

個人データベース及び個人データの記載された書類を含むファイルについてはアクセスをパスワードにより制限し、個人データ管理責任者が業務上必要と承認した者にのみアクセスを認めるものとする。

### ③個人情報の保管

個人データの元となる個人情報を含む顧客カード、本人確認記録その他の文書又は USB 等の電子媒体については、施錠できるキャビネットに保管するものとし、鍵は個人データ管理責任者が管理する。

### ④個人情報の移送の禁止

当社は、その業務遂行に特に必要と判断される合理的理由のない限り、個人データの移送、送信は行わないものとする。

### ⑤個人情報の破棄に際しての安全管理措置

個人データが記された書類等は裁断廃棄し、又は溶解処理を行う書類廃棄業者に委託し廃棄する（書類廃棄業者への引渡しの際には個人データ管理責任者が立ち会うものとする）。

（第三者提供の制限）

## 第 12 条

1. 役職員は、第 7 条 3 項各号に規定される場合のほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供してはならない。
2. 前項の同意を取得するにあたっては①個人データを提供する第三者、②提供を受けた第三者における利用目的及び③第三者に提供される情報の内容を本人に認識させた上で同意を得ることとする。
3. 当社は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、①第

三者への提供を利用目的とすること、②第三者に提供される個人データの項目及び③第三者への提供の手段又は方法について、あらかじめ、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第1項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

4. 当社は、前項②又は③の事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
5. 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、本条の規定の適用においては、第三者に該当しないものとする。
  - (1) 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
  - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに①共同して利用される個人データの項目、②共同して利用する者の範囲、③利用する者の利用目的及び④当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
6. 当社は、前項(3)に規定する③利用する者の利用目的又は④個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
7. 当社は、顧客の個人情報を第三者へ提供する場合には、原則として、機密保持、再提供の禁止、顧客からの申し出により個人情報の利用を停止することを当社との契約の条件とするものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

#### 第13条

1. 当社は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態に置くものとする。
  - (1) 当社の名称
  - (2) すべての保有個人データの利用目的。利用目的に第三者提供が含まれる場合には、その旨を記載する。
  - (3) 本条第2項、第14条第1項、第15条第1項又は第16条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続
  - (4) 保有個人データの取扱いに関する当社における苦情の申出先
  - (5) 認定個人情報保護団体の名称及びその苦情の解決の申出先
2. 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、第1項(2)の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合又は第1条に

掲げた法令又はガイドラインにおいて別途定められている場合にはこの限りではない。

3. 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、コンプライアンス部は本人に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

(開示)

#### 第14条

1. 本人から、当該本人が識別される保有個人データについて開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法又は開示の求めを行った者が同意した方法(電子メール・電話による方法等)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
  - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある以下のような場合
    - ① 評価情報等、当社が付加した情報の開示請求を受けた場合又は保有個人データを開示することにより顧客との取引の適正な実施が妨げられる場合
    - ② 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問い合わせ窓口が占有されることによって、他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合。なお、開示すべき個人データの多いことのみを不開示の理由とすることはできない。
  - (3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条第1項に基づいて主務大臣に疑わしい取引の届出を行っていたときに、当該届出を行ったことが記録されている保有個人データを開示すること(同条第2項の規定に違反)等、他の法令に違反することとなる場合
2. 前項の規定に基づき、求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、コンプライアンス部は本人に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。
3. 書面以外の通知方法により通知した場合は、方法、相手先、日時、通知内容等を記録に残すものとする。

(訂正等)

#### 第15条

1. 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行

なうものとする。

2. 前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知するものとする。

(利用停止等)

#### 第 16 条

1. 本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 7 条の規定に違反して取扱われたものであるという理由又は不正に取得されているという理由によって、当該保有個人データの利用停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
2. 本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 12 条第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
3. 第 1 項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨を決定したときは、本人に対し遅滞なくその旨(本人から求められた措置と異なる措置を行う場合にはその措置内容を含む。)を通知するものとする。

(理由の説明)

#### 第 17 条

第 13 条第 3 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項及び第 16 条第 3 項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、措置をとらない又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示等の求めに応じる手続)

## 第 18 条

第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項及び第 16 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による求め(以下「開示等の求め」という。)に関し、次のとおりその受付け等の方法を定める。

- (1) 開示等の求めの申出先は、当社の個人情報保護に関する取り組みを明らかにするため別途定める個人情報保護宣言に掲載する。
- (2) 開示等の求めに際しての必要書類
  - ① 本人の場合  
保有個人データ開示申請理由、訂正等申請理由及び訂正事項、又は利用停止等申請理由の記載された書面並びに本人確認書類
  - ② 代理人の場合  
上記①の書面に加え、委任状及び代理人の本人確認書類
- (3) 開示等の求めをする者の本人確認方法
  - ① 申出人が来社の場合、受付の際、次の書類(原本)のいずれかにより、本人であることを確認する。  
なお、アについては提示日現在で発行日から 6 ヶ月以内のもの、イ～キは有効期限内又は現在有効なものとし、「氏名」「住所」「生年月日」何れかの記載がないものは受付しないものとする。  
ア 印鑑証明書(上記(2)①の書面に実印押印が必要)  
イ 各種健康保険証  
ウ 各種年金手帳  
エ 各種福祉手帳  
オ 運転免許証  
カ パスポート  
キ 外国人登録証明書
  - ② 郵送による申出の場合は、上記①の書類のうちアを除き、その写しを申出書類に同封するものとする。
- (4) 代理人による場合の代理権の確認
  - ① 本人との関係に応じて、次の証明書類を徴収するほか、十分かつ適切な確認手続きをとるよう留意する。  
証明書類は、提示日現在で発行日から 6 ヶ月以内の原本に限る。又、委任状には、実印を押印するものとする。  
ア 親権者 戸籍謄本  
イ 成年後見人 成年後見登記事項証明書  
ウ 任意代理人 委任状及び印鑑証明書
  - ② 委任状等の提出があった場合でも、代理権の存在を疑わせる特段の事情が認め

られるときは、電話等で本人からの代理権授与の意思確認をとることができるまでは不開示とする。

(5) 手数料を徴収する場合の徴収方法

- ① 請求への対応業務が手数料徴収をするまでに至らない場合は、徴収をしない。
- ② 手数料を徴収する場合には、来社の場合は現金により、郵送による請求の場合は、手数料と同額の郵券を同封するものとする。

(6) 保有個人データの特定

開示等の求めの対象となる保有個人データは、氏名・住所・生年月日・電話番号とする。

(7) 回答の方法

- ① 申請内容を確認の上、回答内容を確定し、個人情報データ管理責任者は、可及的速やかに回答するものとする。
- ② 回答は、原則郵送(本人限定受取郵便等を用いて、回答情報の漏洩を防止する)とし、本人の求めに応じて別途電話、電子メール等の手段を用いることができるものとする。

(改 廃)

第 19 条

本規程の所管部署はコンプライアンス部とし、本規程の改廃は経営委員会の承認による。